

消費税率引き上げに伴う水道料金について

消費税及び地方消費税の税率は令和元年10月1日に現行の8%から10%に引き上げることとされております。これに伴い、水道料金等の料金体系を外税方式に改正しました。

現行の料金は平成26年度の消費税法改正（5%→8%）の際、3%の転嫁を見送っていましたが、本年10月1日に10%に改正が行われる際、平成24年度料金改正時の税抜料金（消費税率5%時）をベースに10%の消費税をご負担いただくこととなりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

なお、水道料金10月分は経過措置として、税率改定前から継続利用されているお客様は消費税8%が適用されます。（詳細は※経過措置についてをご参照ください。）

水道料金

※基本料金(10m³まで)での例

	平成24年度～ 料金改定(消費税5%)		
料金改定時	1,095円	55円	1,150円 基本料金(内税)
現行	1,064円	86円	1,150円 基本料金(内税)
改正後	1,095円	109円	1,204円 (外税) 基本料金+消費税

※経過措置について

令和元年10月1日以前から継続してご利用されているお客様は経過措置として、10月1日以降の初回検針で発生する水道料金は消費税8%が適用されます。10月1日以降に新規に契約し、ご利用された場合は水道料金に消費税10%が適用されます。

